

定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)申請書

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に「決定通知」を送付します。「決定通知」が届きましたら、内容の確認をお願いします。

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円が支給されます。
(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)

【支給要件】

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円、かつ 令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない かつ

- 令和5年中または令和6年中に青色事業専従者又は事業専従者である
- 令和5年中または令和6年中の合計所得金額が48万円超である

以下のいずれにも該当しません

- ②
- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
 - 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - 令和6年度に実施された調整給付を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

※上記すべての【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、申し立て内容に相違ありません。

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 ()
申請日		令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)

【代理申請を行う場合】

※ご家族等が代筆を行う場合は、代理人となりませんので、本人名義の口座を記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話番号 () 署名
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。			本人氏名	

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

給付金の受け取りを希望する口座情報を記入してください(代理人が受給する場合は、代理人の口座情報)。
通帳等の写し(コピー)を本様式に貼付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
				※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問合せ先へご連絡ください。

提出書類

【必ず提出するもの】

『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)

振込口座(裏面上部)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

【令和6年中に太宰府市へ転入された方が提出するもの】

『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

【青色事業専従者または事業専従者の方が提出するもの】

『事業主の令和6年分所得税確定申告書(一式) または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 確定申告書類は申告書一式(1表及び2表)をご提出ください。

※ 令和6年中に他市区町村より転入された方は「令和5年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し(コピー)」も併せてご提出ください。

※記入漏れや、添付書類が不鮮明など、提出書類の不備はありませんか。

※提出書類の不備がある場合、お問い合わせすることがあります。

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）等（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）

令和6年度個人住民税の最新の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)

※令和6年中に他の市区町村から太宰府市へ転入された方のみ。

事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し(コピー)

※青色事業専従者または事業専従者の方のみ。

※令和6年中に他市区町村より転入された方は「令和5年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し（コピー）」も併せてご提出ください。